

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。感染症対策の基本である「咳エチケット」「こまめな手洗い」を徹底し、一人一人が感染防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**

熊本市 コロナ 検索 など



本市独自のリスクレベル(警戒区分)を5段階に分けました

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、市民の皆さんの行動や本市のさまざまな対策の判断基準にさせていただくために、専門家会議での意見を踏まえ本市独自の警戒区分を作成しました。

専門家会議で「一段階上の対策を打っていくことが重要」との見解が示されています。

リスクレベルと具体的な対策は、総合的に判断し、定期的にお知らせします。

詳しくは、市ホームページへ。

※**リンク無し感染者**とは、感染源となる感染者が特定できないもの。

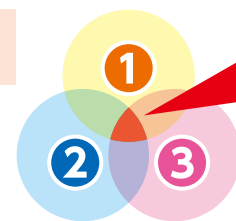
感染拡大リスクが高いとは、下の記事の①～③のような状況のこと。

リスクレベル	本市の判断基準	具体的な対策例	拡大傾向	収束傾向
レベル4 特別警報	市内で ①リンク無し感染者 4名以上 かつ ②新規感染者 5名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請	↑ 感染拡大リスクの高いものから対策を強化 ↓	↓ 感染拡大リスクの低いものから対策を解除
レベル3 警報	市内で ①リンク無し感染者 2名以上 かつ ②新規感染者 3名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・全ての催事等の自粛要請		
レベル2 警戒	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの条件のいずれかに該当する催事の自粛および不特定多数が利用する市有施設の閉館		
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②市内では新規感染者が未発生	・3つの条件が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・手洗いや相談窓口、行動変容に向けた広報啓発		
正常	国内で新規感染者が確認されていない	・通常の感染症予防活動		

(政策企画課 ☎096-328-2035)

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染していると知らずに多くの人々と接触することで、感染を拡大してしまう可能性があります。感染拡大の機会を減らすために、以下のような「密」になる場をできるだけ避けましょう。



3つの条件がそろった場所が
**クラスター(集団)発生の
リスクが高い!**

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**
には**消毒**などを行ってください。

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスに係る電話相談窓口、 新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)

熊本市の設置した相談窓口です。自身や家族の症状に不安がある場合などに相談ください。

専用電話番号 **24時間受付**

☎096-364-3222 ☎096-372-0705

対応内容

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整

(感染症対策課 ☎096-364-3189)

悪質商法等にご注意!

「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の 広告表示に注意

予防効果をうたう健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤等の商品が見受けられますが、現時点でウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていません。根拠のない広告表示をされた商品にご注意ください。



新型コロナウイルス感染に乗じた 詐欺が発生しています

公務員をかたって、「コロナ対策で助成金が出る」と言って口座を聞き出そうとする電話や「水道管に付着しているコロナウイルスを除去するのにお金がかかる」と言ってお金をだまし取ろうとする電話があります。電話で『お金』の話が出たら詐欺の恐れがあります。

不安に思った場合やトラブルになった場合は最寄りの警察署または消費者センターに相談しましょう。

(消費者センター ☎096-353-2500)

人権への配慮について

新型コロナウイルスに関連した憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をあり、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。感染された方やその関係者などに対して誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってははいけません。市民の皆さんは、以下のようなことを心がけましょう。

- ・ネット上の誤った情報に惑わされない。
- ・不確かな情報は決してSNSなどで広めない。
- ・国や県、市町村が発信する正確な情報に基づいて判断、行動をする。

【人権擁護委員による人権相談】

不当な差別やいじめ等の人権問題についての相談はこちら

- みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番(全国共通通話料無料) ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911
- インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(人権政策課 ☎096-328-2333)